

各自治会長 殿

宮崎市長 清山 知憲
(公印省略)

令和7年度市民一斉清掃における実施計画書の提出について(依頼)

秋晴の候 貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本市の環境行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年も宮崎市自治会連合会主催の「市民一斉清掃」が、令和7年11月9日(日)に開催されます。

つきましては、市民一斉清掃に伴うごみの収集を下記のとおり実施しますので、別添の実施計画書をご提出いただきますようお願いいたします。

なお、清掃に関する注意事項等につきましては、宮崎市自治会連合会からの文書をご参照ください。

記

【重点清掃区域のごみ収集】

- 1 ごみ収集は、午前10時30分から開始します。

重点清掃区域の集積箇所は、各地区自治会連合会長から案内がありますので、ご確認をお願いいたします。
--

【一般清掃区域のごみ収集】

- 1 ごみ収集は、午前10時30分から開始します。

- 2 宮崎市自治会連合会の判断で清掃を延期した場合には、延期当日の11月16日(日)に収集を行います。

※各自治会の判断で清掃を延期した場合、ごみは収集できませんのでご注意ください。

- 3 実施計画書の提出

(1) 提出期限: **令和7年10月14日(火)必着**(厳守をお願いいたします。)

実施計画書の提出がない場合は、収集できませんのでご注意ください。

(裏面に続く)

(2) 提出方法：以下のいずれかの方法でご提出ください。

①郵送する。(同封の返信用封筒をご使用ください。)

②FAXする。(FAX番号：21-1686)

③市ホームページに掲載されている「市民一斉清掃実施計画書」に入力後、電子メールで送付する。(E-mail：09gyoumu@city.miyazaki.miyazaki.jp)

※掲載されているページへは以下の手順でお進みください。

市トップページ>くらし・手続き>ごみ・環境>環境保全>一斉清掃できれいなまちをつくりましょう！

URL：<http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/life/trash/environment/67002.html>

(3) 注意事項

- ・ 実施計画書の排出見込量に記載がない場合は、当日にごみ・資源物・排土が排出されても収集いたしませんのでご注意ください。
- ・ 収集車(4t車両)が進入できない細い路地などに、集積箇所を設けないようにお願いします。
- ・ 実施計画書の「⑤ごみ集積箇所」が、前回の「環境美化の日」(令和7年6月1日)と同じである場合、()内に○印をお願いします。また、前回と違う集積箇所の場合のみ、「ごみ集積箇所見取図」の添付をお願いします。
- ・ 前回と同じ場合、異なる場合どちらにおいても「集積箇所数」の記載をお願いします。

4 土のう袋は、環境業務課、道路維持事務所、佐土原は総合支所地域市民福祉課、田野・高岡・清武は各総合支所農林建設課、各地域センター、地域事務所で配布しております。

5 側溝等の泥上げを計画し、排土が出る場合は、土のう袋に入れて水分を切って集積箇所に置いてください。土のう袋に土を入れる際は半分程度でお願いします。(排土以外は入れないでください。)

なお、収集は、旧宮崎市域は道路維持課委託業者が清掃当日以降に、佐土原・田野・高岡・清武町域は各総合支所農林建設課が翌日以降に行います(収集に数日を要する場合があります)。

また、回収に関するお問い合わせは、それぞれ担当課をお願いします。

- ・道路維持課：21-1802 ・佐土原・農林建設課：73-1114
- ・田野・農林建設課：86-1115 ・高岡・農林建設課：82-1115
- ・清武・農林建設課：85-1106

※ ボランティア袋、市指定袋(有料袋)は使用できません。

(文書取扱：環境業務課 TEL21-1762 FAX21-1686)